

総会開催結果

作成日：令和4年1月27日

1	総会名	令和4年1月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和4年1月26日（水） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 大会議室			
4	出席者の 状況  ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		阿部 成子	○
		2		兼澤 修悟	○
		3		藤原 長英	○
		5		北田 和紀	○
		6		三浦 英敏	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鎚		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○
三浦 茂男	○				
農業委員会事務局	事務局長	道又 英樹			
5	議 事		付議	承認	
6	報 告	【報告第7号】農地法第5条第1項第8号の規定による届出について（2件）			
	議 案	【議案第26号】大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書提出について	1	1	
		【議案第27号】地籍調査（一筆地調査）における農地地目の変更に係る照会について	1	1	
		【議案第28号】農地法の適用外証明願について	4	4	
	6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）		

## 総 会 議 事 録

### 【議 長】

おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和4年1月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち7名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

### 【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和4年1月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

### 【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。  
私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議ございませんので、1番 阿部成子委員と 2番 兼澤修悟委員を指名いたします。

### 【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。  
では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》  
特にありません。



《事務局長》

(以下、資料 5 ページ議案第 26 の 1 を朗読)

報告第 7 号の 1 番と同じ場所になります。

が農業振興地域の農用地に指定されている。  
この内 4 m<sup>2</sup>を農業振興地域から除外するものであります。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

それでは、採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、町長に問題なしと報告いたします。

次の議案に移ります。議案第 27 号「地籍調査（一筆地調査）における農地地目の変更に係る照会について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(以下、資料 6 ページ議案 27 号の 1 を朗読)

対象の土地は 地区、国土調査班にて調査しました。  
現地確認に伴い、地目変更が要することになり、農業委員会に照会がきた件です。地権者は 10 名、1 筆が 4 名の共有名義になります。地目変更畑から山林は 34 筆、1 件だけ山林から畑に変更になります。面積計算を業者に依頼してから、面積が決定します。それから、縦覧して、異議申立て等が無いければ、地目等変更手続きになります。

追記調査ですので、1 筆毎に現地を確認しております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は、挙手願います

【阿部】

土地所有者が10人ということだが、生存しているのか。

《事務局長》

国土調査では、所有者の変更出来ません。もし亡くなっている場合は、相続人や土地の事をよく知っている人に対して委任してもらい、現地立合いしてもらおう。相続人の調査は、困難な事が多い。最終的には書類で確認し、承認してもらおうこととなります。新しい土地と面積が決まります。

【北田】 山林から畑に変更だというが、もともと畑をしていたのか。

《事務局長》

自宅前まで、なだらかな傾斜地、以前、牛を飼っていたらしく牧草地として、使用していたらしい。

【北田】 現在は牧草地になっているのか。

《事務局長》

はい。手入れをすれば、草の状態で行きます。  
山林が畑になるのは、珍しいですね。

【兼澤】

国土調査って、まだやっていない所はこれから、順次入ってくるのか。

《事務局長》

毎年調査地区を決めます。1年目は現地調査、三角点からの測量をする。2年目で、測量成果から図面作成し、地権者に閲覧し、確認してもらおう。町と県から検査してもらい、法務局へ申請する。同時に固定資産税について情報提供する。

【三浦】 大槌では全体の何割？

《事務局長》

4割くらいかなあ。

担当者は2人だし、釜石の業者に委託するが、人数が少ない。測量する場合は盛岡や仙台から応援職員が来。1年間に調査出来るのは山だと1平方キロメートル位かな。

【三浦】

山だと面積が広いが、町方だと地権者が多いと聞いた。

《事務局長》

町方だと0.07平方キロメートルで数百人になる。

【北田】

町方は区画整理したので、問題はないのか。

《事務局長》

町方 [REDACTED] で国土調査が終わっていないのは、 [REDACTED] の一部だけだったので、区画整理事業する時に助かった。これで調査をしていなかったら、買収時に困ったことでしょう。

【議長】

それでは採決をいたします。原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

はい。全員賛成ですので、国土調査班に報告いたします。次の議案に移ります。第28号 農地法の適用外証明願いについて 事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(以下、資料6 ページ議案第28の1を朗読)

[REDACTED] の隣接になり、 [REDACTED] から話のあった物件です。

**【議 長】**

はい。只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。

**【立会委員】**

地目は田だが、被災後に仮設店舗として使用し、砂利等が搬入された場所でした。販売予定地と書いてある看板もあり、打診している会社もあると聞きました。

**【議 長】**

はい。それでは農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

**《事務局長》**

長年農地として利用されておらず農地に復旧は困難で、承認してもいいと思います。

25年くらい前に■■■■が採草地として、借用使用していた。

**【議 長】**

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

**【三浦推進委員】**

現場は主要道路に面しており、■■■■にも近く平らな土地です。このままでは、もったいないので、若者の就業先になる業者が利用してくれれば、いいのかと思いました。農地に復旧が困難でなければ、自分が手を挙げたくなる日当たりもいい場所でした。

**【議 長】**

はい、それでは採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(以下、資料 6 ページ議案第 28 号番号 2 を朗読)

地域整備課から来た案件で、未登記物件で今月末から、解体予定なそうです。

【議 長】

はい。只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。

【立会委員】

長屋が 2 棟建っていたが、手入れがされていない状況です。売却先も決まっていると聞きました。農地に復旧するのはとても出来ない場所です。

【議 長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

50 年近く長屋があって、宅地化しており、長年農地として利用されていない。場所は町道からの境に高くコンクリートで固めた法面がありました。農地に復旧も困難なので、承認してもいいと思います。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【兼 澤】

申請欄に地域整備課案件と書いてあるが、どうしたのか。



《事務局長》

地域整備課に土地を買いたい、地目変更について相談があったそうです。

【北田委員】

以前、道路拡幅した時に土留めをした場所で、一部大槌町と書いてある脊柱があると地域整備課の職員に説明した。

家が建っていても、宅地の前の一部が役場の部分がある。

《事務局長》

本来ならちゃんと分筆して、公衆用道路か雑種地にして個人所有か、町の物にすればいいんでしょうが。

【北田委員】

例えば、道路拡幅する場合、脊柱が建っている部分含めて、拡幅することが出来ると思うが、町として対応はどうなるのか。

町の所有部分も新しい隣の地権者に売る、そんな事出来るのか。

《事務局長》

本来なら寄付扱いになる。

他の地区でも、この様な土地が多い。個人の所有地だが道路扱い公衆用道路、町道認定をしている。固定資産税の計算上では公衆用道路となって非課税になっている。

地目変更に対しては対応仕切れてない。

【議 長】

はい、それでは採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(以下、資料 6 ページ議案第 28 号番号 3 を朗読)

場所は [ ] から [ ] に行く道路脇になります。

【議長】

はい。

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。

【立会委員】

2階建ての納屋があり、梅の木も植えてあり、日当たりが悪く、耕作人がいない。農地としては、復旧は、難しいと思います

【議長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

震災により被災し農地にも復旧も困難

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立合委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。  
続きまして、番号 4 について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

資料 6 ページの議案第 28 号の番号 4 を朗読。

申請場所は震災時 1 階まで水が来た地区です。

【議長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

**【立会委員】**

購入予定の■■■さんは交通事故の後遺症で体を動かすのが大変そうに見えました。土を入れて試しに野菜を植えたが、シカ被害があり、囲いをしてダメだと話していました。

**【議 長】**

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

震災により被災し、農地に復旧は困難、証明してもいいと思います。

**【議 長】**

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

**【議 長】**

はい、それでは、採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

全員賛成ですので、原案の通り承認されました。

本日の議案は、以上です。

事務局の方から何かありますか。

《事務局長》

今後の予定を説明

**【議 長】**

はい。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会 1 月総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

11 時 00 分終了